

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」
 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）
 に対する本学園専修学校の対応

「施設に応じた感染防止を予防するための工夫（例）」 （内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策推進室作成）		本学園専修学校の対応
	学校	
密接	○少人数で滞在時間の制限	○時短開講
密集	○四方を空けた席配置	○学生一人当たり 4 m ² 超の空間を各室確保
密閉	○頻繁な換気（窓開け・扇風機）	○最低 30 分おきに 15 分の換気を行う ○空気清浄機の常時稼働
衛生対策 その他	○マスク着用 ○対面する場での ・ビニールカーテン等設置 ・対面機会を避ける ○こまめな手洗い ○共用物品・設備の消毒（ディスプレイ利用も） ○キャッシュレス ○（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック ○従業員の ・衛生対策 ・3密対策 ・休憩や食事の分散	○マスク着用 ・シラバスに即した「マスク制作」「正しい衛生の理解と実践」の各学科講義導入 （5月11日～22日） ○不要不急の相談・面談等の回避（オンライン等別途手段を活用） ○こまめな手洗いの励行 ○共用物品・設備の消毒 （ディスプレイ利用も） ○キャッシュレス化 （今後要拡充） ○定時体温測定 of 徹底 ○教職員等対策 ・教職員室分散設置 ・シフト勤務細分化 ・閉館時間短縮 ・休憩や食事の分散

※令和2年5月11日(月)の週において上記を実施。

※令和2年5月14日(木)を目処に改善点等を検証し、専門家等の知見・指導を踏まえ原則翌週(18日(月)～)導入を予定。